

## 会議録要約

令和6年度男女共同参画推進審議会の第3回目を開催しました。

審議会の公開に基づき、傍聴が許可されていること、また、委員の過半数が出席しており、審議会が成立していることを確認しました。

開会にあたり、柴田市長が挨拶を行い、男女共同参画の重要性を強調し、パートナーシップ宣誓制度の導入について審議会委員の意見をいただいたことを感謝しました。今回の審議会においても、パートナーシップ宣誓制度をよりよいものにするため、委員の皆さんからの意見発出の協力を呼び掛けました。

### 議事概要

凡例【       】：議事の項目

・       ：市からの説明

<       >：委員からの意見・質問

→       ：市からの回答等

### 議事（1）パートナーシップ宣誓制度導入に伴う行政サービスと関係事務への影響について

#### 【調査内容について】

- ・ 調査の観点：宣誓により婚姻関係と同様の取扱いとすべきかどうか検討が必要なものについて調査を実施した。  
ただし、法令等に基づく規定により、取扱いのルールが定まっているものは調査の対象外とした。

#### 【制度導入により始まるサービスについて】

- <質問：り災証明は「火災」に限定なのか、その他の災害は対象にならないのか>  
→ 被災された場合は、火災以外であっても緊急時にあたるので、火災に限定せず運用できるよう調整する。
- <質問：新市民病院での対応はいつ頃になるか>  
→ 現時点では明確ではないが、早期に対応できるよう調整する。（※調整した結果、令和7年度から対応可能。）

<質問：風しん予防接種費用助成は、同性同士も対象となるのか>

→ 男性同士は、妊娠がすることがないので対象外となる。女性同士のカップルは一方が妊娠を希望すれば、体外受精や精子提供等で妊娠は可能なので、精子提供者やパートナーの女性は助成の対象となる。

【サービスの利用制限を検討すべき事務について】

- ・ パートナーの収入を世帯収入として算定し、利用者負担額の変動、増加を検討すべき事務が課題となっている。
- ・ 他自治体においても取扱にバラつきがあり、状況を注視しながら検討を進める。

## 議事（２）パブリックコメント実施結果について

【実施結果について】

- ・ 制度導入や通称名の使用について賛成の意見があった。
- ・ 事実婚を制度に含める要望については、市の導入目的から外れるため要望は反映しないこととした。
- ・ 婚姻者であるが一方が戸籍上の性と性自認に相違があるカップルの宣誓を可能とする要望があった。これについては、性同一性障害特例法における性別変更は婚姻解消が必要であり、また、性別変更のための手術による身体的、経済的負担も大きいことから、婚姻関係にあるが性自認が異なる方の場合、宣誓可能とすることで社会生活の不便が軽減できると考え、異性婚姻者が同性パートナーシップ宣誓を行う条件を制度案に明記することとした。

<意見・質問：異性婚姻者を宣誓可能とすることは、制度導入の後発組のよさではないか。このことによるデメリットはあるか>

→ デメリットはないと考えている。

<質問：宣誓者に対する受領証はどのようなものか>

→ A4サイズの宣誓書受領証を1枚と携帯可能な免許証サイズのカードを各々に配布する予定としている。

<意見：制度は当事者のためのものであるということを忘れず、運用時や改正時には当事者の立場になり制度を進化させていただきたい>

<意見：時代に応じて内容を進化させて、未来の世代にとって住みやすい市となるための考慮をお願いしたい>

<意見：広報や自治体間の相互利用について、積極的に取り組んでいただきたい>

## その他

【玉野市男女共同参画社会の実現の促進に関する事業者表彰について】

- ・ 他薦及び自薦による応募はなかったため、令和7年度表彰はなし。
- ・ 令和8年度表彰の応募は令和7年10月から11月にかけて募集するが、募集方法等工夫して行いたい。

【たまの参画フェア2025】

- ・ 例年6月に開催だが、令和7年度はパートナーシップ宣誓制度導入を記念し、制度の普及・啓発を目的として、11月にタレント等を招致した講演会の開催を予定している。

【令和7年度審議会について】

- ・ 例年実施の事業実績報告に加え、第6次たまの男女共同参画プランの準備期間となるため、市民アンケートの内容などを審議していただく。

## 閉会